

西宮市文化芸術施設使用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、アーティストに対して、動画配信による活動継続を支援するため、動画作成にかかる文化芸術施設の使用料の補助金(以下、「補助金」という。)を支給することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「文化芸術施設等」 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく兵庫県による施設使用の停止要請もしくは営業時間の短縮要請(以下「休業要請等」という。)を受けた民間施設のうち、次のものをいう。

ア ライブハウス(小規模なコンサート会場や飲食を伴いながら生演奏等を楽しむ施設)

イ 劇場等(ホール、その他舞台を持つ文化芸術施設)

ウ ギャラリー

エ 貸しスタジオ(音楽、舞踊、演劇等のスタジオ、練習場)

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内文化芸術施設等で行われる無観客での音楽、舞踊、演劇、美術作品等の映像配信(有料配信を含む)を行う取組とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する市内文化芸術施設等の使用料(音響設備、楽器等の付属設備使用料を含む)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち2万円を超えない範囲で、予算の範囲内において市長が決定し支給する。

(補助対象者)

第6条 補助金を申請する者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住または市内で文化芸術活動(演奏、演技、作品展示等)の実績があり、今後も文化芸術活動の継続を予定している者
- (2) 補助対象事業の実施にあたり市内文化芸術施設等を使用した者
- (3) 補助対象事業として作成した動画を公開(有料配信も可)している者
- (4) 補助対象事業について他の行政機関等から金銭的援助を受けていないこと。
- (5) 「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」(平成25年3月28日西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 本市の市税の滞納がないこと。ただし、滞納がある場合でも分納や猶予措置等の手続きをしている、またはする意思がある場合はその限りでない。

(補助申請)

第7条 申請は次のいずれかの方法により、市に対し行うものとする。

- (1) 郵送

(2) 市が公開する電子申請システム

2 申請者は前条各号のいずれにも該当する者でなければならない。申請は補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。ただし、前項第2号により申請を行う場合は、電子データで必要な情報を提出ができるものとする。

- (1) 活動実績報告書（様式第2号）
- (2) 事業実施報告書（様式第3号）
- (3) 本人確認書類
- (4) 施設使用料の領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する書類に不備があると認められる場合は、申請者に対して期限を定めて当該書類の是正又は補正を求めることができる。

4 申請は、同一の申請者につき、また、同一の領収書につき、1回限りとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは審査を行い、第3条、第4条及び第6条の規定に該当すると認められる場合は、前条第3項に該当する場合を除き、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(交付請求)

第9条 申請者は第8条第1項により補助金交付決定通知書（様式第4号）を受領したときは、次のいずれかの方法により、市に対し請求するものとする。

- (1) 郵送
- (2) 市が公開する電子申請システム

2 請求にあたっては、市長が定める日までに補助金請求書兼口座振込依頼書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号により申請を行う場合は、電子データで必要な情報を提出ができるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなった、又は該当していないことがわかったとき。
- (2) 本補助金の申請が、同一申請者または同一領収書において複数回認められたとき。
- (3) 補助事業が以下の内容に該当したとき。

ア 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(7) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

(8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(9) 日本の法令に違反したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と市長が認めるとき。

3 市長は、本条第1項に基づき取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）によ

り、申請者に通知しなければならない。

- 4 市長は、補助対象者が本条第1項第7号から第9号に該当した場合、申請者等の名称及びその内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を取消したときは、申請者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金を申請者へ返還させる場合において、市長が定める納期限までに申請者が返還を行わない場合の督促又は延滞金の算出等については、西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）に則って行うものとする。

- 3 市長は、申請者に対して補助金の返還を求めるときは、補助金返還通知書（様式第8号）により、返還金額、返還理由、及び返還期日を申請者に通知しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所：
申 請 者 名：
連絡先 TEL：
メールアドレス：

西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1 利用施設名 _____

<input type="checkbox"/> ライブハウス
<input type="checkbox"/> 劇場等（劇場、その他舞台設備のある文化芸術施設）
<input type="checkbox"/> ギャラリー
<input type="checkbox"/> 貸しスタジオ

※該当するものに☑を入れてください。

2 補助金申請額 _____ 円 ※上限2万円

※事業実施報告書の「ウ 補助金申請額」を記載。

※審査の結果、補助金の交付決定額は申請額と異なる場合があります。

3 誓約

申請にあたり、「別紙 誓約書」の内容を遵守します。

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール：vo_bunka@nishi.or.jp

電 話：0798-35-3425

誓 約 書

私は西宮市アーティスト支援事業（文化芸術施設使用料補助）にかかる補助金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 申請書類の記載事項について、事実と相違ありません。申請書類及び実績報告書類に虚偽の記載や報告があった場合は、補助金の返還等、西宮市の指示に従います。
- 2 申請した事業については、他の行政機関等から金銭的援助を受けていません。
- 3 申請者は、西宮市の市税に滞納がなく、もしくは滞納がある場合でも分納や徴収猶予措置等の手続きを行うことを誓約します。西宮市税務担当課に申請書が開示され、市税等の課税及び納付状況について照会されることに同意します。
- 4 本補助事業の対象となった場合は映像配信等を実施しているアーティストとしてアーティスト名の公表に応じます。市の要請があった場合は作成・編集した映像の公表に応じます。
- 5 補助金の交付が決定した場合は、動画内又は紹介文等に「西宮市アーティスト支援事業」と明示します。
- 6 補助対象事業は、以下を目的としたものではありません。
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 支援事業は、特定の公職の候補者もしくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- 7 補助対象事業は、法令及び公序良俗に反するものではありません。
- 8 申請者または補助対象事業参加者等が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していないこと。
- 9 下記「申請にあたっての注意事項」を遵守します。

【申請にあたっての注意事項】

- ◆申請書の提出後、審査の必要に応じ、追加で書類の提出を求められた場合は指定された期日までに提出すること（期日までに提出がない場合は申請を却下する場合があります）。

令和 年 月 日

西宮市長

住 所 _____

申請者名（フリガナ） _____

※申請者が自署してください。

様式第 2 号

活動実績報告書

申請者名	
芸名 (アーティスト名)	
住所	
アーティスト活動歴	※令和元年 10 月～令和 2 年 3 月までの活動実績をご記入ください。 ※市外在住の場合は西宮市内での活動履歴をご記入ください。

(※) 活動内容は、別途、イベントチラシ等の添付により補足可

様式第3号

事業実施報告書

年 月 日

西宮市長 様

住 所：

申請者名：

西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）の補助金交付申請にあたり、実施事業の内容について下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 補助事業の実施状況

ア 実施事業の内容

具体的 内 容	
動画配信先 URL	URL :

イ 施設使用料の金額

_____ 円

ウ 補助金申請額

_____ 円 ※上限2万円

エ 領収書（別紙1に領収書等を添付してください）

別紙 1 施設使用料の領収証等の添付

※こちらに領収書等を添付してください。

様式第4号

西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料補助）

補助金交付決定通知書

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付をもって申請のあった西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金について、下記のとおり交付することと決定したため通知します。

記

1. 補助金交付決定額

_____ 円

2. 補助金交付予定時期

令和2年 月頃

※請求書をお送りいただいてからのお振込みになります。当決定通知を受領後、令和2年 月 日までに補助金請求書兼口座振込依頼書（様式第6号）をご提出ください。

3. 備考

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール：vo_bunka@nishi.or.jp

電 話：0798-35-3425

様式第5号

補助金不交付決定通知書

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付をもって申請のあった西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金の交付申請について、下記のとおり支給しないことと決定したため通知します。

記

1. 支給しない理由

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール：vo_bunka@nishi.or.jp

電 話：0798-35-3425

様式第6号

補助金請求書 兼 口座振込依頼書

令和 年 月 日

西宮市長 様

住 所 〒
(所在地)
電話番号 () -
(フリガナ)
申請者氏名

請求金額 (※)	円
----------	---

※ 補助金交付決定通知書（様式第4号）の「補助金交付決定額」を記載。

西宮市から受ける西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金について、上記のとおり請求します。補助金は下記の口座にお振り込みください。

金融機関の名称	銀行 信用金庫		本店 支店						
預金種別 (該当するものを○ で囲んでください)	普通 当座	口座番号							
口座名義	カナ								
	漢字								

- (注1) 口座に誤りがないか確認するため、通帳の写しを添付してください。
- (注2) 記入する口座は、申請者名義のものに限ります。
- (注3) 記入にあたっては、必ず通帳を確認のうえ、口座名義は預金通帳記載のとおりに入力してください。
- (注4) 口座番号は、右づめで記入してください。

様式第7号

補助金交付決定取消通知書

（公 印 省 略）

第 号

令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定しました西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金について、西宮市文化芸術施設使用料補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付決定の取り消しを通知します。

記

1. 取消の内容

2. 取消事由

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール：vo_bunka@nishi.or.jp

電 話：0798-35-3425

補助金返還通知書

（公 印 省 略）
第 号
令和 年 月 日

様

西宮市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定しました西宮市アーティスト活動支援事業（文化芸術施設使用料の補助）にかかる補助金について、西宮市文化芸術施設使用料補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を求めます。

記

1. 返還金額

_____ 円

2. 返還理由

3. 返還期日

令和 年 月 日

4. その他

【問い合わせ先】

西宮市文化振興課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

メール：vo_bunka@nishi.or.jp

電話：0798-35-3425